

【代表社員 細川 正直からのご挨拶】

自動車業界の燃費データの不正問題や都知事の「せこい」政治資金収支報告書問題、もしかしたら当事者たちは、自分たちのいろいろな実績・功績からしたら、今回のことは、そうたいした問題ではないだろうとのちょっとした傲慢さやゆるんだ気持ちがあったのではないのでしょうか。しかし、それは世間が許しません。我々も時々深呼吸して、襟を正してみよう。今後も永続的に発展していくために、一緒にがんばりましょう。

我々、税理士法人細川総合パートナーズの仲間には、システムのことならなんでもお任せの株式会社ホットライン、事業計画の作成のお手伝いやM&Aのご相談なら株式会社エンゼル総研、また、人事規程等の整備や労務問題対応・助成金等の相談なら社会保険労務士、いろいろなメンバーが在籍しております。経理・事務代行や指導、税務申告の代理だけでなく、さまざまな支援集団として、皆様と一緒に課題に取り組みます。どうぞ、ご相談ください。

「税務トピックス」

【医療費控除特例の創設】

平成28年度の税制改正で、個人所得税の医療費控除の特例が創設されました。この制度はスイッチOTC医薬品の購入費用を所得控除できるというもので、平成28年分の確定申告から適用されます。市販薬を購入した人の税金を優遇することで病院や診療所を利用する人を減らし、医療費を削減することが目的です。対象者は、特定健康診査、定期健康診断、健康診査、がん検診、予防接種のいずれかを受けている方で控除対象額は年間12,000円を超えた金額(100,000円が限度)です。また、従来の医療費控除との併用不可となっています。新制度は例年医療費控除が適用できない方でも適用できる可能性がありますので今年は市販薬を購入された際の領収証をお集めになられる事をお奨めします。【職員 渡辺】

【法人番号の利用】

法人番号は、マイナンバーのように利用範囲に制限はなく、自由に利用することができる番号です。国税庁法人番号公表サイトで検索をすることが可能です。法人番号は12桁の番号の前に検査用数字を加えた13桁の番号ですが、この検査用数字を除いた12桁の番号は、法務局が管理する「会社法人等番号」と同じ番号です。国税庁で管理する法人番号も、会社名等を変更しても一度付番された番号が変わることはない、という点は会社法人等番号と同様です。また、法人番号は国の行政機関や地方公共団体にも付番されるのに対し、会社法人等番号は設立登記法人に対してのみ付番されるもので、様々な面で両番号の取扱いは異なります。法人番号と会社法人等番号は、あくまで別の番号であり、書類等に記載する際は混同しないよう注意が必要です。なお会社名等を変更した場合、自動的に法人番号公表サイトの内容が更新されることとなり、法人番号に関連した届出書等の提出は不要ですが、異動届出書については従前通り税務署に提出する必要があります。【シニアマネージャー 小谷】

「人事労務トピックス」

【人事総務】

平成29年1月1日施行の改正育児・介護休業法の概要リーフレットが厚労省より公開されました。介護休業が3回を上限として分割取得が可能になったり、有期契約労働者の育児休業の取得要件が緩和されたりと、育児・介護と仕事との両立可能な社会を目指す政府方針が色濃く反映された改正です。これに伴い、就業規則等の変更が必要になる場合がありますので、ご留意下さい。

【助成金】

支給要件が取り組み実態を問わないことによる虚偽申請の懸念があった、「介護支援取組助成金」ですが、平成28年6月24日から支給要件が見直されることになりました。他にもまだまだ活用できる助成金がございます。アルバイト(有期雇用)の従業員を正規転換した場合の「キャリアアップ助成金」や、教育訓練等従業員のキャリア形成促進の取組みに対する「キャリア形成促進助成金」等を活用し、会社の発展と共に社会貢献の取組みを考えてみませんか。細川総合パートナーズまでご相談下さい。(社会保険労務士 古田)

税務予定表 <7月>

- ・源泉所得税納期の特例分(1~6月分)の納付(11日まで)
- ・労働保険料の申告・納付(11日まで)
- ・社会保険の報酬月額算定基礎届の提出(11日まで)
- ・6月分源泉所得税、特別徴収住民税の納付
- ・5月決算法人の確定申告
- ・所得税予定納税額第1期分の納付

<8月>

- ・7月分源泉所得税、特別徴収住民税の納付
- ・6月決算法人の確定申告
- ・12月決算法人の中間(予定)申告
- ・個人事業税第1期分の納付

<9月>

- ・8月分源泉所得税、特別徴収住民税の納付
- ・7月決算法人の確定申告